



豊前市農業委員会議事録

- 
- 1 招集日時 平成 30 年 5 月 9 日 14 時 00 分
 - 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
 - 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について


議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について



議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 6 号 農用地利用集積計画作成申出書に対する意見の決定について



議案第 7 号 豊前市耕作放棄地対策協議会の解散について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数	12名
出席	10名
欠席	2名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	欠	9番	山本 一彦	欠
4番	磯永 優二	出	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸
係長 湯越 恵子
仲野 彰信

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成30年5月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は5番山崎廣美委員と、6番内藤憲士委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は5件でございます。4件は所有権移転、1件は利用権設定に関するものです。

「議案第1号、通り番1から5を、議案書をもとに朗読」全5件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

7番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は旧川内小学校周辺の農地です。譲渡人[]は川内に在住でしたが大分市に転居しました。そのため[]の川内の家と小屋を解体受けた譲受人[]がその後の管理を行っており、そのまま農地を贈与ということになりました。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

12番委員発言 通り番2について説明いたします。

通り番2について、貸付人[]が[]ほか2名の農地を耕作してきました。今後は耕作管理が出来ないとのことで賃貸借の利用権設定が借受人[]との間でなされております。

借受人[]は[]の親族であり、現在[]ですが実家は大村であり、今後は経営規模を拡大し農業に力をいれるとのことです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。

地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

11番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3について、譲渡人 [] は高齢で農地の耕作管理が出来ないとのことで隣接する [] に売買することです。特に問題もなく間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

6番委員発言 通り番4について説明いたします。譲渡人 [] 氏と譲受人 [] は親戚関係にあります。 [] が耕作管理が出来ないとのことで [] に贈与するものです。場所は岩岳川付近の農地です。特に問題もなく、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

2番委員発言 通り番5について説明いたします。場所は上川底で譲渡人 [] の農地は空き家に付随した農地の指定承認を受けていました。譲受人 [] が今回空き家を購入するため、この農地も管理していくとの事です。特に問題もなく、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から5について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

11番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。場所は国道10号線の大村の交差点より北東側の農地で、申請人の[]は鹿児島市に在住です。耕作管理が出来ないので休耕地であるこの農地を有効利用するために太陽光発電設備を設置したいとのことです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。
「議案第3号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

10番委員発言 許可申請の通り番1、2、3について続けて説明いたします。通り番1について、場所は豊前インターより約300m以内の農地であり譲渡人[]の農地を譲受人[]が購入し自己用住宅を新築するとのことです。

続きまして通り番2について、場所は梶屋の集合住宅に隣接する農地です。譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が購入し自己住宅、車庫を建築するものです。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に排水します。水利承諾も添付しています。

続きまして通り番3について、場所は国道10号線沿いの新町団地に隣接する農地です。譲渡人 [REDACTED] の所有する農地を譲受人 [REDACTED] が購入し自己住宅と駐車場、作業場を建築するものです。汚水は下水道につなが込みであり、特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番1から3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から3は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、許可申請通り番1について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第4号 農地転用計画変更申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 農地転用計画変更申請は1件でございます。
「議案第4号、農地転用計画変更申請を、議案書をもとに朗読」。

議長 議案第4号について事務局の朗読が終わりました。地元委員より説明をお願いします。

6番委員 農地転用計画変更申請については1件あります。

[REDACTED] より、資材置場から資材置き場及び残土処理場として計画変更の申請がなされております。転用目的が変更することについては旧所有者の同意もいただいております。特に問題もありません。宜しくご審議お願いします。

議長 議案第4号について、地元委員の説明が終わりました。農地転用計画変更申請について、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第4号農地転用計画変更申請に対する意見決定について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案通り可決いたします。

議長 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通じた所有権移転の関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案5号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号については原案とおり可決することにいたします。

議案第6号 農用地利用集積計画作成申出書に対する意見の決定について、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第6号について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第6号については原案通り可決いたします。

議長 議案第7号 豊前市耕作放棄地対策協議会の解散について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 「豊前市耕作放棄地対策協議会の解散について」の経緯と概要を説明する。

議長 議案第7号について、事務局の朗読と説明が終わりました。この件について意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第7号豊前市耕作放棄地対策協議会の解散について原案通り承認してよろしいですか。

全員 異議なし。


議長 全員異議なしとのことですので、原案通り承認いたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって5月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時20分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成30年5月29日

議長 松本 克己 

5番委員 山崎 廣美 

6番委員 内藤 憲七 

